

『これ1冊で合格！1級ボイラー技士 令和5年版』 に関する改正のお知らせ

『これ1冊で合格！1級ボイラー技士 令和5年版』につきまして、発刊後、労働安全衛生規則及びボイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令が公布・施行されましたことをご知らせいたします。改正内容は以下の通りとなります。

公布日：令和5年12月18日 施行日：令和5年12月21日

改正後	改正前
<p>(伝熱面積)</p> <p>第2条 令第1条第3号イの厚生労働省令で定める伝熱面積の算定方法は、次の各号に掲げるボイラーについて、当該各号に定める面積をもって算定するものとする。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 電気ボイラー 電力設備容量 <u>60kW</u> を 1m^2 とみなしてその最大電力設備容量を換算した面積</p>	<p>(伝熱面積)</p> <p>第2条 令第1条第3号イの厚生労働省令で定める伝熱面積の算定方法は、次の各号に掲げるボイラーについて、当該各号に定める面積をもって算定するものとする。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 電気ボイラー 電力設備容量 <u>20kW</u> を 1m^2 とみなしてその最大電力設備容量を換算した面積</p>

それに伴い今後の試験にて出題される可能性を鑑みて、お手持ちの本書に以下のように改正の加筆をお願い致します。

よろしくお願い申し上げます。

P121	元	<p>■ 電気ボイラーの伝熱面積</p> <p>◎電力設備容量 20kW を 1m^2 とみなして、その最大電力設備容量を換算した面積</p> <p style="text-align: right;">(ボ則2条4項)</p>
	加筆	<p>■ 電気ボイラーの伝熱面積</p> <p>◎電力設備容量 20kW を 1m^2 とみなして、その最大電力設備容量を換算した面積</p> <p style="text-align: right;">(ボ則2条4項)</p> <p>※令和5年12月21日以降、20kWを60kWに改正する。 「電力設備容量 60kW を 1m^2 とみなして、その最大電力設備容量を換算した面積」 (令和5年12月18日公布 令和5年12月21日施行)</p>